



2020年8月21日

各 位

会社名 デジタル・インフォメーション・テクノロジー株式会社
 代表者名 代表取締役社長 市川 聡
 (コード番号：3916 東証第一部)
 問合せ先 取締役兼執行役員 経営企画本部長
 望月 研
 (TEL 03-6311-6532)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2020年9月29日開催予定の第19回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は、経営環境の変化や不測の事態が生じた場合であっても、剰余金の配当等を機動的に実施することができるようにするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第47条(剰余金の配当等の決定機関)及び第48条(剰余金の配当の基準日)を新設し、併せて内容が重複する現行定款第6条(自己株式の取得)、第48条(期末配当金)及び第49条(中間配当金)を削除、第50条(期末配当金等の除斥期間)を変更するものであります。また、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現行定款	変更案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
<u>(自己株式の取得)</u>	(削 除)
第 6 条 <u>当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</u>	
第 7 条～第 46 条 (条文省略)	第 6 条～第 45 条 (現行どおり)
第 7 章 計 算	第 7 章 計 算
第 47 条 (条文省略)	第 46 条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>
	第 47 条
	<u>当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u>
	<u>(剰余金の配当の基準日)</u>

<p>(新 設)</p> <p><u>(期末配当金)</u></p> <p><u>第 48 条</u></p> <p>当社は株主総会の決議によって毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「<u>期末配当金</u>」という。）を支払う。</p> <p><u>(中間配当金)</u></p> <p><u>第 49 条</u></p> <p>当社は取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「<u>中間配当金</u>」という。）をすることができる。</p> <p><u>(期末配当金等の除斥期間)</u></p> <p><u>第 50 条</u></p> <p><u>期末配当金および中間配当金</u>が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 <u>未払の期末配当金および中間配当金</u>には利息をつけない。</p>	<p><u>第 48 条</u></p> <p><u>当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u></p> <p>2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p>3 <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(配当金の除斥期間)</u></p> <p><u>第 49 条</u></p> <p>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても<u>なお受領されない</u>ときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 <u>前項の金銭</u>には利息をつけない。</p>
--	---

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2020年9月29日（火曜日）

定款変更の効力発生日 2020年9月29日（火曜日）

以上